

8 畜産第 1276 号

令和 8 年 7 月 31 日

近畿農政局長 殿

畜産局長

家畜の飼養管理に関する技術的な指針のうち「実施が推奨される事項」の
達成目標について

農林水産省は、家畜のアニマルウェルフェアについて、「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について」（令和 5 年 7 月 26 日付け 5 畜産第 1062 号畜産局長通知。以下「局長通知」という。）において、国際基準等により示される水準を満たしていくという基本理念を改めて周知するとともに、我が国の飼養実態を踏まえ、具体的な対応をまとめた畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針（以下「指針」という。）を示し、その普及を図ってきた。

こうした中、令和 6 年度において、生産現場における指針の取組状況を把握するための調査を行い、その結果を踏まえ、局長通知において今後設定することとしていた、指針における「実施が推奨される事項」について具体的にいつまでの実施を目指すのかに関し、令和 7 年度に有識者らによる検討が行われた。

本通知は、達成目標年の設定に係る検討会においてまとめられた結果や消費者等を含む意見交換会での意見等を踏まえ、別紙のとおり具体的な目標を定めるものである。

このことについて、貴局管内の都道府県に周知するとともに、畜産関係者への周知を依頼されたい。その際、都道府県に対しては、動物の愛護及び管理に関する業務を担当する部署等とも連携し、本通知の周知を図るよう併せて要請されたい。

なお、別添のとおり、関係省庁及び関係団体宛て通知を発出したことを申し添える。